北九州市内部統制推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における内部統制の推進を図るため、必要な事項を 定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 内部統制 業務執行におけるリスク (組織目的の達成を阻害する業務 上の要因をいう。)を一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務 に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。
 - (2) 基本方針 地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第1項 に基づき、北九州市長が定める北九州市内部統制基本方針をいう。

(最高責任者等)

- 第3条 本市における内部統制の円滑な実施を図るため、内部統制最高責任者 (以下「最高責任者」という。)及び内部統制実務統括責任者(以下「統括 責任者」という。)を置く。
- 2 最高責任者は市長をもって充て、統括責任者は総務市民局を担任する副市 長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故があるとき又は最 高責任者が欠けたときは、その職務を代行する。

(責任者等)

- 第4条 北九州市事務分掌条例(昭和40年北九州市条例第44号)第1条に 掲げる局及び室、会計室、区、消防局、上下水道局、交通局、公営競技局、 市議会事務局、行政委員会事務局、農業委員会事務局並びに教育委員会(以 下「各局等」という。)における内部統制の円滑な実施を図るため、各局等 に内部統制責任者(以下「責任者」という。)、内部統制副責任者(以下「 副責任者」という。)及び内部統制推進委員(以下「推進委員」という。) を置く。
- 2 責任者は各局等の長をもって充て、副責任者は各局等の総務担当部長をもって充て、推進委員は各局等の総務担当課長をもって充てる。ただし、これによりがたい場合は、各局等の長が所属職員の中から副責任者及び推進委員

を指定するものとする。

- 3 責任者は、最高責任者及び統括責任者の命を受けて、その所管の事務に係 る内部統制に関する事務を処理しなければならない。
- 4 副責任者は、責任者を補佐し、責任者に事故があるとき又は責任者が欠け たときは、その職務を代行する。
- 5 推進委員は、責任者及び副責任者の命を受けて、その所管の事務に係る内 部統制に関する事務の実務を行う。

(推進本部)

- 第5条 内部統制の基本方針の策定、改訂及び全庁的な内部統制の推進を図る ため、内部統制推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。
- 2 推進本部は、次の事務を所掌する。
- (1) 基本方針の策定及び改訂に係る事項
- (2) 内部統制の推進に係る事項
- (3) その他、必要な事項
- 3 推進本部は、市長、副市長、各局等の長で組織する。
- 4 市長は、推進本部の会務を総理する。
- 5 推進本部の事務局は、総務市民局総務部法制課に置く。

(推進PT)

- 第6条 内部統制の推進に係る実務を補助するため、内部統制推進プロジェクトチーム(以下「推進PT」という。)を設置する。
- 2 推進PTには、リーダー、サブリーダー及びメンバーを置き、それぞれ別表に掲げる職員をもって充てる。
- 3 リーダーが必要と認めたときは、推進 P T に関係者の出席を求めることができる。
- 4 推進 P T の事務局は、総務市民局総務部法制課に置く。

(評価部局)

- 第7条 内部統制の評価を行い、地方自治法第150条第4項に規定する報告 書を作成するため、内部統制評価部局(以下「評価部局」という。)を設置 する。
- 2 評価部局は、総務市民局総務部法制課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、内部統制の推進に関して必要な事項は、最高責任者が定める。

付則

- この要綱は、平成31年4月26日から施行する。 付則
- この要綱は、令和3年2月1日から施行する。 付則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 付則
- この要綱は、令和5年4月3日から施行する。 付則
- この要綱は、令和5年7月1日から施行する。 付則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

リーダー	総務市民局総務部長
サブリーダー	総務市民局総務部主幹(法務·内部統制担当)
メンバー	会計室次長、デジタル市役所推進室DX推進課長、デ
	ジタル市役所推進室DX推進担当課長、技術監理局契
	約部契約制度課長、総務市民局総務部総務課長、総務
	市民局総務部文書館長、総務市民局人事部人事課長、
	財政・変革局財務部財政課長、財政・変革局市政変革
	推進室次長、財政・変革局市政変革推進室財産活用推
	進担当課長